

伊勢市議会パネル等の取扱い要領（案）

（使用の範囲）

第 1 発言を補完するためにパネル、写真その他の物品（以下「パネル等」という。）を議場又は委員会の会議室に持ち込んで使用することができるのは、本会議（全員協議会を含む。以下同じ。）又は委員会（委員会の協議会を含む。以下同じ。）における質疑又は一般質問とする。

（使用の基準）

第 2 パネル等の使用は、議会は言論の府であることにかんがみ、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- (1) パネル等の使用は、発言の内容について相手方の理解を高めることを旨として、あくまでも説明の補助手段であること。
- (2) パネル等の使用は、必要最小限のものに限ること。
- (3) 発言に当たっては、パネル等を参照しなくても会議録を読んで当該発言の内容が理解できるようにすること。

（本会議におけるパネル等の使用の手続）

第 3 パネル等を使用しようとする者は、パネル等を使用しようとする質疑又は一般質問が行われる日（質疑又は一般質問が期間を定めて行われる場合にあっては、当該期間の初日）の前日（その日が市の休日（伊勢市の休日を定める条例（平成17年伊勢市条例第 2 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日をいう。以下同じ。）に当たる場合にあっては、その日の直前の市の休日でない日）の正午までに、議長に当該パネル等を提示してその旨を申し出て、議長の承認を受ける。

2 議長は、パネル等の使用の申出が次に掲げる要件のいずれかに該当すると認めるときは、その使用を承認しない。

- (1) パネル等の内容が著作権その他の知的財産権を侵害すると認められるもの

- (2) 前号に掲げるもののほか、パネル等の内容が個人又は団体の権利利益を侵害すると認められるもの
- (3) パネル等の内容が公序良俗に反すると認められるもの
- (4) パネル等の内容が広告、宣伝、勧誘その他の営利又は宗教活動を目的とする内容を含むと認められるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、パネル等の内容、使用の方法その他のパネル等の使用が第2に規定する基準に照らして適当でないと認められるもの

3 議長は、パネル等の使用の承認の申出について前項各号に規定する要件に該当する疑いがあると認めるときその他必要があると認めるときは、議会運営委員会の意見を聴くことができる。

4 パネル等の使用の承認を受けた者は、議長の指示するところに従い、当該パネル等の写し（日本工業規格A列4番の大きさとする。）を作成して、議長に提出するものとする。

5 議長は、議事の運営上必要があると認めるときは、提出されたパネル等の写しを議場内において配布し、及び傍聴席に配置するものとする。
(承認の取消し)

第4 議長は、パネル等の使用の承認を受けた者が第3の第2項各号のいずれかに該当することとなったと認めるときその他議事の運営上必要があると認めるときは、パネル等の使用の承認を取り消すことができる。

(会議録における取扱い)

第5 議長は、パネル等の使用があったときは、会議録においてその旨を表記するとともに、提出されたパネル等の写しを会議録の原本に添付して保存するものとする。

(委員会についての準用)

第6 第3から第5までの規定は、委員会におけるパネル等の使用について準用する。この場合において、第3の第3項中「議会運営委員会」とあるのは「議長」と読み替えるものとする。

(適用除外)

第7 この要領の規定は、質疑又は一般質問において発言の内容に係のある写真、パンフレット等を単に示すために議場又は委員会の会議室に持ち込む場合については、適用しない。

(補則)

第8 この要領に定めるもののほか、パネル等の取扱いに関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 年 月 日から施行する。